

## 操縦免許証の紛失再交付

操縦免許証の有効期間は、5年間です。有効期間が1年より多く残っている方は再交付手続きを行って下さい。有効期間が残り1年以内の方は、更新講習を受講等のうえ、更新手続きと同時に行うことも可能です。再交付を受けずに有効期間が満了したときは、操縦免許証(海技免状)が失効し、小型船舶に船長として乗船することができません。有効期間を過ぎてしまった場合は、失効再交付講習を受講し、失効再交付の手続きを行って下さい。

住所、氏名等の変更のあった方は、それを証明する書類が必要です。

再交付手続きをされる方は、最寄りの運輸局等に次の書類等を提出して下さい。

### ○申請に必要な書類

#### 1. 操縦免許証再交付申請書(第24号様式)

即日発行を行っている運輸局等の受付窓口で無料で配布しています。

#### 2. 写真(1枚)

サイズは、縦45mm×横35mm(パスポート用サイズ)

申請日前6ヶ月以内に撮影した顔正面、無帽、無背景のもの

#### 3. 本人であることが確認できる書類(運転免許証、船員手帳、パスポート等)

#### 4. 滅失等の事実を証明するに足りる書面(滅失てん末書、警察署への遺失物届出書等)

「滅失てん末書」は、即日発行を行っている 運輸局等の受付窓口で無料で配布しています。

#### 5. 本籍の記載のある住民票の写し

申請日前1年以内に発行されたもの。平成15年5月以前より免許をお持ちの方が、同年6月以降初めて手続きを行う場合に必要です。

平成15年6月以降に訂正申請等他の手続きで提出された方で、住所、氏名、及び本籍地の都道府県名に変更の無い方は必要ありません。

#### 6. 納付書(第26号様式)

収入印紙1, 250円分を貼り付けて下さい。

即日発行を行っている 運輸局等の受付窓口で無料で配布しています。

### 〔注意事項〕

○再交付申請と同時に住所の変更(訂正)等を行われる方は、次の書類を併せて提出して下さい。

・住所の訂正 : 住民票の写し等

・氏名の訂正 : 住民票の写し、戸籍抄本等

・本籍の都道府県名の訂正 : 本籍の記載のある住民票の写し、戸籍抄本等

○外国籍の方は、地方自治体等が発行する「国籍、日本国内の住所、氏名、生年月日及び性別を証明する書類(外国人登録証明書または登録原票記載証明等)」を提出して下さい。

○海外勤務等のため住民票を有しない方は、戸籍抄本と日本滞在中の滞在先証明を提出して下さい。(滞在先証明は、連絡先となる申請者の実家などの住所を記載して下さい。)